

環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB
化のさらなる推進を求める意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面
のとおり提出します。

令和4年6月17日

戸田市議会議長 齋藤直子様

提出者	戸田市議会議員	山崎雅俊
賛成者	〃	むとう葉子
〃	〃	竹内正明
〃	〃	浅生和英
〃	〃	酒井郁郎
〃	〃	三浦芳一
〃	〃	伊東秀浩
〃	〃	榎本守明
〃	〃	熊木照明

議員提出議案第 1 号

環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設の Z E B 化のさらなる推進を求める意見書

地球温暖化や激甚化・頻発化している災害等に対し、地球規模での環境問題への取組である S D G s や 2050 年のカーボンニュートラル達成に向けて、さらなる取組が急務であるが、公共建築物の中でも大きな割合を占める学校施設の老朽化がピークを迎える中、教育環境の向上とともに、学校施設を教材として活用し児童生徒の環境教育を行う「環境を考慮した学校（エコスクール）事業」が行われてきた。

この事業は、現在「エコスクール・プラス」として、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力し、認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができ、平成 29 年から今まで 249 校が認定を受けている。文部科学省の支援として、令和 4 年度からは「地域脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議）」に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、Z E B R e a d y を達成する事業に対し、単価加算措置（8%）の支援が行われているところである。

文部科学省の補助としては、新增築や大規模な改築の他に、例えば教室の窓を「二重サッシ」にする等の部分的な補助事業もあり、ある雪国の学校では電力を大幅に削減するとともに、児童生徒に快適な教育環境を整えることができた。また、太陽光発電や壁面緑化、自然採光等を取り入れた学校施設（身近な教材）を通じて、仲間とともに環境問題や環境対策を学ぶことができ、科学技術への触発となるとともに、最新の技術等を学ぶ貴重な教育機会となっている。

そこで、これまで多くの事業が全国の学校施設で行われてきたが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の推進を行うためには、さらに加速して事業を実施することが必要である。特に、多くの学校での実施が重要であり、技術面（学校施設の Z E B 化に関する先導的なモデルの構築及びその横展開等）及び財政面（学校施設整備に対する国庫補助）について、以下の事項に留意してさらなる推進を行うことを強く求める。

1. 技術面に関しては、学校施設に関するZEB化の新たな技術の開発や周知を行う。特に、新築や増築といった大規模事業だけではなくLEDや二重サッシといった部分的な省エネ改修事業も、しっかりと周知を行い「できるところから取り組む」自治体・学校を増やしていくことが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実につながることに留意して、周知の徹底に取り組むこと。
2. 財政面に関しては、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実に向けて、多くの学校が取り組むことができるよう、学校施設整備に対する事業予算額を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月17日

埼玉県戸田市議会

文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣 様

地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおりに提出します。

令和4年6月17日

戸田市議会議長 齋藤直子様

提出者	戸田市議会議員	竹内正明
賛成者	〃	むとう 葉子
〃	〃	浅生和英
〃	〃	酒井郁郎
〃	〃	三浦芳一
〃	〃	伊東秀浩
〃	〃	山崎雅俊
〃	〃	榎本守明
〃	〃	熊木照明

議員提出議案第 2 号

地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書

政府は、令和 2 年に「地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後 5 年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行う。」ことを閣議決定し、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を制定した。

近年、社会ではDXが進み、地方公共団体においてもDXの推進が図られている。そこで、国民の命と暮らしを守る安心と希望の総合経済対策において、「地方公共団体情報システムの標準化」が決まり、令和 2 年度及び令和 3 年度に、地方公共団体が円滑にシステムを導入するための経費として、約 1,825 億円を基金として計上した。

国では、2022 年夏までに、住民基本台帳や固定資産税など 20 業務について、システムの各仕様の策定を行い、地方公共団体は、令和 5 年から令和 7 年にかけて、G o v - C l o u d (ガバメントクラウド) の利用に向け、標準準拠システムに移行していく予定となっている。

地方公共団体は、新型コロナウイルスの影響で、財政状況も厳しく、また、デジタルの人材不足も深刻な状態となっている。また、高齢者はデジタル化になれていない方も多く、ネットの環境が整っていない地域もある。政府においては、システム導入に向けて、地方公共団体の状況を踏まえ、下記の事項を実施するよう要望する。

記

1. 令和 7 年度までとした移行の目標時期について、必要に応じて柔軟な対応を検討するとともに、移行に伴う適切な財政支援と丁寧な情報提供を行うこと。
2. 情報システムの保守・運用コストなど総合的な支援を検討するとともに、都道府県に対して、市区町村への必要な助言や情報提供などを丁寧に行うよう指導すること。
3. 個人のプライバシー権や個人情報の保護について慎重な運用に努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 6 月 17 日

埼玉県戸田市議会

財務大臣、総務大臣、デジタル大臣 様